

契約事務手続きの点検について

1 経緯等

若年被害女性等支援事業に係る契約事務手続きを巡る課題を踏まえ、精査、点検を行った結果、以下のとおり確認し、対応を実施した。

2 点検の結果

- 令和4年度の契約を点検した結果、組織内部における契約事務手続上の課題はあったものの、全ての案件について、地方自治法上の問題があるものはなく、契約の有効性に影響を与えるものはなかった。
- 「公法上の契約に類した契約」 13件
(うち、財務局の委任を受けていない予定価格1,000万円以上の契約 11件)

<契約件名>

- ・ 令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託【4件】
- ・ 東京都主治医研修事業実施委託
- ・ 令和4年度児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成する研修事業実施委託
- ・ 令和4年度児童養護施設退所者等の就業支援事業の実施及び委託契約の締結について
- ・ 令和4年度地域生活支援事業（ふらっとホーム事業）の実施及び委託契約の締結について【2件】
- ・ 令和4年度東京都ひとり親家庭就業推進事業委託契約【2件】
- ・ 令和4年度社会的養護処遇改善加算対応研修実施委託
- ・ 花粉症患者等基礎情報調査等の委託

3 課題への対応状況

- 契約に係る委任について、財務局と協議を行い、福祉保健局で契約締結に対応
- 事業所管部において、業者選定委員会の開催などの事務手続きができるよう、局内規程を整備
- 以上について、令和4年度及び令和5年度の契約から適用

以上